

## 立正大学校友会奨学生要領

### (目的)

第1条 立正大学校友会は、勉学意欲に富み、かつ成績優秀な学生で家計状況急変者に対してその学修・研究活動を奨励し、有為な人材を育成することを目的として立正大学校友会奨学生制度を設ける。

### (原資)

第2条 この要領により給付する奨学金(返還を必要としない)は、校友会予算をもってあてる。

### (名称)

第3条 この要領により奨学金の給付を受ける奨学生は、立正大学校友会奨学生とし以下これを校友会奨学生とする。

### (採用および公募)

第4条 採用と公募は、別表に定めるところにより以下の各号による。

- (1) 校友会奨学生は、学部学生(最短修業年限内)および大学院生(最短修業年限内)とする。
- (2) 公募は第1期(原則として6月)と第2期(原則として10月)とし、第1期は学部生2年生以上・大学院生全学年、第2期は学部生・大学院生全学年を対象とする。
- (3) 給付期間は、当該年度限りとする。

### (出願条件)

第5条 校友会奨学生の出願者は、本学学生で以下の各号に定める条件に該当する者とする。  
ただし、当該年度の本学橋奨学金(第1種・第2種)採用者および校友会奨学金第2期に対し同奨学金第1期採用者は応募できない。

- (1) 学業成績・人物ともに優秀であり、健康な者。学業成績については修得済科目数のうちSまたはAが35%以上の者、またはGPAが2.3以上の者。
- (2) 家計急変による経済的理由により、学費の支弁が困難で学業の継続が困難な者。
- (3) 家計急変による経済的理由の発生が1年生は本学入学以降の者、2年生以上は前年度以降の者。

### (出願手続)

第6条 校友会奨学生の採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 所定の願書
- (2) 学業成績証明書
- (3) 所得に関する証明書
- (4) 家計急変事情説明書(主たる家計支持者名のもの)

### (採用選考および選考基準)

第7条 校友会奨学生の採用選考は校友会において行い、第6条に定める応募書類の記載内容に基づいて行う。

- (1) 1次選考(書類選考・面談)担当副学長・学生担当部長・学生生活課長・校友課長
- (2) 2次選考 校友会

(奨学生の異動届義務)

第8条 休学・退学その他の事項に異動があったときは、ただちに所定の書類をもって届け出なければならない。

2 本人が死亡したときは、保証人はただちにその届け出をしなければならない。

(奨学生の資格および奨学金の給付停止)

第9条 校友会奨学生が次の各号に該当するときは、奨学生の資格を失い奨学金の給付を停止する。

(1) 本人が奨学金を辞退したとき。

(2) 休学・退学・除籍または死亡したとき。

(3) 疾病などのために成業の見込みのないとき。

2 校友会奨学生が次の各号に該当するときは、給付金の全額または一部を返還しなければならない。

(1) 学則に違反し、奨学生として不適当と認められる行為があったとき。

(2) 申請書および提出書類に重大な虚偽の記載のあることが判明したとき。

(3) 正当な理由がなく、その年度の中途において退学したとき、または懲戒処分を受けたとき。

(所管および委嘱)

第10条 校友会奨学生に関する事項は学長室校友課が所管し、取扱いは学生生活課に委嘱する。

(改廃)

第11条 この要領の改廃は、校友委員会の議を経て行う。

(雑則)

第12条 本要領に定めのない事項は、校友委員会において決定する。

附則 1. この要領は、平成22年4月1日より施行する。

2. 平成22年4月21日改正、施行。

3. 平成22年12月10日改正、平成23年4月1日施行。

別表

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降
給付額(年間)	400,000円	400,000円	400,000円
採用者数	第1期 11名 学部生2年生以上 大学院生全学年	第1期 12名 学部生2年生以上 大学院生全学年	第1期 13名 学部生2年生以上 大学院生全学年
	第2期 14名 学部生・大学院生全学年	第2期 15名 学部生・大学院生全学年	第2期 17名 学部生・大学院生全学年
計	25名	27名	30名